

香港閣僚宣言(農業関連部分)の概要

平成17年12月
農林水産省

概要

- ドーハで採択された宣言及び決定、2004年8月1日に一般理事会によって採択された決定、これらを実行することへのコミットメントを再確認。ドーハ作業計画を完全に履行し、交渉を2006年に終結するとの決意を新たにする。
- ドーハ作業計画のあらゆる要素において開発の側面の中心的な重要性を強調。
- これらの目的の追求のため、次のとおり合意。

農業交渉

- ドーハ閣僚宣言パラ13の農業に関するマンデート及び2004年8月1日に一般理事会によって採択された枠組み合意へのコミットメントを再確認。
- 特別会合議長の報告に留意。農業委員会特別会合で2004年以降になされた進展を歓迎。
- 国内支持に関しては、総合AMS及び貿易歪曲的国内支持全体の削減について、3階層に分け、高階層ほど大きく定率削減。いずれの場合も、支持水準が最も高い加盟国が最上位階層、2、3番目に高い加盟国が中位階層、他の加盟国が最下位階層に入る。また、低い階層(lower bands)に属し相対的な総合AMSの高い先進国は総合AMS削減の追加的努力を行う。総合AMS、貿易歪曲的国内支持全体及び産品特定の・産品非特定のデミニスの削減率についての、いくつかの意見の収れんに留意。貿易歪曲的国内支持を効果的に削減するための規律を枠組み合意に従って策定。貿易歪曲的国内支持全体の削減は、総合AMSの最終譲許水準、デミニス、青の政策の削減の合計の方が小さくても、行われる必要。AMS約束を有していない途上国は、デミニス及び貿易歪曲的国内支持全体の削減を免除。緑の政策の基準は、貿易歪曲性が最小以下の途上国の政策が緑の政策に含まれることが確保されるよう、再検討。
- 輸出競争に関しては、2013年までの、すべての形態の輸出補助金の並行的撤廃及び同等の効果を持つすべての輸出措置に対する規律の確保に合意。これは、実質的な部分が実施期間の前半に実現されるよう、今後モダリティで具体化される形で、漸進的かつ並行的に達成。償還期間が180日以下の輸出信用に関する規律について、意見の収れんが明らかになりつつあることに留意。国家貿易の貿易

歪曲的行為が撤廃されることを確保するため、輸出国家貿易に関する規律は、将来の独占権の使用をも対象。食料援助については、十分な水準を維持し、被援助国の利益を考慮するとの約束を再確認。緊急時の対応に当たっての障害が生じないように、真正な食料援助のための「セーフ・ボックス」が与えられるものとし、それ以外については、商業代替の撤廃を確保するため、現物の食料援助、現金化及び再輸出に関する効果的な規律に合意するものとする。輸出信用、輸出国家貿易、食料援助に関する規律は、2006年4月30日までにモダリティの一部として完成するものとし、そのモダリティの完成があつてはじめて、すべての形態の輸出補助金の撤廃期日が、漸進性及びパラレルリズムの内容とともに確定。途上国は、引き続き、すべての形態の輸出補助金の撤廃期日後5年間は、農業協定9条4項の規定からの利益を享受。

- ・ 市場アクセスに関しては、従価税換算値(AVE)についての進展に留意。関税削減について、途上国に適用されるものを含め、適切な境界値について合意が必要であることを認識しつつ、4階層を採用。関連するすべての要素を考慮に入れ、重要品目の扱いに合意する必要性を認識。特別品目(SP)の指定・扱いと途上国向け特別セーフガード(SSM)の要素に関する最近の動きに留意。途上国は、食料安全保障、生計保障、農村開発の要件に基づく指標を用いて、タリフラインの適切な数をSPとして自ら指定する柔軟性を有する。途上国は、輸入数量及び価格のトリガーに基づくSSMを用いる権利を有するが、その正確なあり方については今後定められる。SP、SSMは、モダリティ及び農業交渉の結果の不可分の一部。
- ・ S & Dのその他の要素に関しては、国内支持、輸出競争、市場アクセスの3分野のいくつかの点について、枠組み合意においてコンセンサスがあること、また、その他の点においてもいくらかの進展があつたことに留意。
- ・ ここで合意したいかなる内容も、熱帯産品及び麻薬となる不法な作物からの転作のために特別に重要な品目、特惠マージン、特惠浸食を含む、枠組み合意に既に反映されている他の問題についての合意内容を弱めるものではないことを再確認。
- ・ モダリティ確立及び交渉終結のためには、多くの作業が残っていることを認識。ドーハの目的を満たすためにすべての未解決の問題に対する作業を強化することに合意。
- ・ モダリティを遅くとも2006年4月30日までに確立し、これらのモダリティに基づき包括的な譲許表案を遅くとも2006年7月31日までに提出することを決意。

綿花

- ・ 綿花小委員会のこれまでの作業及びこれまでになされた綿花に関する提案に留

意。

- ・ 加盟国のWTO上の既存の権利・義務を侵すことなく、農業交渉の中で、綿花小委員会を通じて、綿花に関する明確な決定を野心的、迅速かつ具体的に確保するとの次のコミットメントを再確認。
 - 先進国の綿花に対するすべての形態の輸出補助金は、2006年に撤廃。
 - 市場アクセスに関しては、先進国は、実施期間の開始時から、LDCの綿花に対し無税無枠を与える。
 - 綿花生産に対する貿易歪曲的国内支持は、今後合意されるいかなる一般的なフォーミュラよりも野心的に削減され、また、それが一般的に適用されるものよりも短期間に実施されるべきことが目的であることに合意。
- ・ 事務局長の定期報告及びそこで言及されている開発支援の前向きな進展に留意。
- ・ 事務局長が、一貫性、協調性及び実施の強化を重視しつつ、援助国及び国際機関との協議を更に集中的に行うとともに、補助金撤廃期限までに綿花部門の収入低下を扱うメカニズムの設立の可能性を探究するよう促す。
- ・ 綿花提案国が生産性・効率性の強化に向けて国内改革に努力していることを歓迎するとともに、そのプロセスを更に深化することを奨励。
- ・ 綿花の貿易政策的側面と開発支援側面との相互補完性を再確認。
- ・ 事務局長に対し、適当な期間ごとに一般理事会に報告するとともに、次回閣僚会議に第3回の定期報告を行うよう要請。

農業と非農産品市場アクセスのバランス

- ・ 農業と非農産品市場アクセスの双方において、途上国の市場アクセス向上を通じてこのラウンドの開発目的を前進させることの重要性を認識。
- ・ 交渉官に対し、農業の市場アクセスと非農産品市場アクセスにおける野心の水準が同程度に高いものとなることを確保するよう指示。

TRIPS交渉

- ・ ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の通報・登録の多国間制度の設立についての交渉の進展に関する、TRIPS理事会特別会合議長の報告に留意。
- ・ 交渉妥結の期限内に交渉を終結すべく、交渉を強化することに合意。

S & D

- ・ 特別かつ異なる待遇(S & D)の規定は、WTO協定の不可分な一部をなすことを再確認。
- ・ 協定別の提案、特にLDCに関する5つの提案について行われた作業に留意。
- ・ 貿易と開発に関する委員会特別会合に対し、すべての未解決の協定別の提案の検討を迅速に完了し、決定のための明確な勧告とともに、2006年12月までに一般理事会に報告することを指示。
- ・ WTOの他の機関、交渉グループに付託されたカテゴリ2の提案について、決定のための明確な勧告が2006年12月までに行われることを確保することを目指し、これらの機関に対し、提案の検討を迅速に完了し、一般理事会に定期的に報告するよう指示。
- ・ 貿易と開発に関する委員会特別会合に対し、ドーハのマンドートの範囲内で、すべての未解決の問題に関する作業を再開し、一般理事会に定期的に報告するよう指示。

実施

- ・ 実施に関連する未解決の問題を優先事項として適切な解決策を見つける努力を倍加するという、2004年8月の一般理事会からTNC、交渉グループ、その他の関連WTO機関への指示を再度強調。
- ・ 地理的表示の保護のぶどう酒及び蒸留酒以外への拡大に関する問題を含む、ドーハ宣言パラ12(b)のすべての未解決の実施問題について、事務局長によって行われた作業を認識。
- ・ 関係WTO機関の議長を事務局長の「友」として任命すること等により、パラ12(b)のすべての未解決の問題について事務局長がその協議プロセスを加速化することを要請。一般理事会は、その経過をレビューし、2006年7月31日までに適切な行動。

小規模経済

- ・ 小規模経済に関する作業計画への約束を再確認し、加盟国に対し、WTO加盟国の中にいかなる下位範疇をも設けることなく、小規模で脆弱な経済の多角的貿易体制へのより完全な統合を促進するような具体的措置を採用するよう要請。
- ・ 小規模経済に関する作業計画についての貿易と開発に関する委員会特別会合から一般理事会に対する報告書に留意し、将来作業に関する勧告に合意。
- ・ 貿易と開発に関する委員会に対し、小規模経済国の貿易関連事項への対応をできるだけ早期に、遅くとも2006年12月31日までに提供することを目的として、一般理事会の全体的な責任の下で特別会合の作業を継続し、また、交渉グループ、その他の機関での小規模経済国による提案の進捗を監視するよう指示。
- ・ 一般理事会に対し、進展及び採られた行動について、次回閣僚会議に報告す

るよう指示。

LDC

- ・ LDCを効果的かつ有意義に多角的貿易体制に統合することへの約束を再確認し、2002年2月に採択されたLDCのためのWTO作業計画を引き続き実施。
- ・ 2005年6月にこれら諸国の閣僚により採択されたりビングストーン宣言で表明されているLDCの懸念の深刻さを認識。
- ・ 2004年8月1日の一般理事会での決定に反映されているとおり、ドーハ閣僚宣言以来の前進を歓迎。
- ・ ドーハ宣言における約束に基づき、LDC製品に対する無税無枠の市場アクセスを、付属書Fのとおり、実施することに合意。
- ・ ドーハ閣僚宣言の約束に従い、加盟国は、LDCからの輸出を容易にするために、単純で透明性のある原産地規則を含む、国境での及びそれ以外での市場アクセスの効果的な改善のための追加的措置(国境措置等)を採らなければならない。
- ・ LDCがドーハ開発アジェンダのもたらす利益を最大化できるよう、これらの国の貿易に関する脆弱な人的、制度的能力を克服することを支援するため、LDCに対する効果的な貿易関連技術支援及びキャパシティ・ビルディングを優先的に提供することを約束。

(付属書F)

LDC無税無枠

- ・ 先進国が次の措置を行うことに合意し、また、実施する立場にあると自ら宣言する途上国が次の措置を行うべきことに合意。
 - () 安定性、確実性及び予測可能性を確保する方法により、2008年までに又は実施期間の開始より遅れることなく、すべてのLDCの原産であるすべての製品に対する無税無枠の市場アクセスを持続的に供与すること。
 - () 上記の市場アクセスを供与することについて、この時点で困難に直面する加盟国は、2008年までに又は実施期間の開始より遅れることなく、LDC原産のタリフラインで定義される、97%以上の製品に対し、無税無枠の市場アクセスを供与すること。さらに、これらの加盟国は、類似の開発段階にある他の途上国への影響を考慮しつつ、また、適当な場合には、当初の対象製品のリストに追加を行うことにより、上記の義務の履行を漸進的に達成するための措置をとる。
 - () 途上国は、その約束を段階的に行うことを許容され、製品の範

困に関して適切な柔軟性を与えられる。

(b) L D Cからの輸入に適用される特惠的原産地規則が、透明かつ簡素であり、また、市場アクセスの円滑化に貢献することを確保すること。

- ・ 加盟国は、この決定の下で採択される制度の実施について、毎年、貿易と開発委員会に対し通報。貿易と開発委員会は、L D Cへの無税無枠の市場アクセスを供与するための措置について、毎年審査し、一般理事会に適切な行動がとれるよう報告。

一次産品問題

- ・ 一部の途上国及びL D Cの一次産品輸出への依存、一次産品価格の長期的な下落や激しい変動の悪影響により、これらの国が直面している問題を認識。
- ・ 貿易と開発に関する委員会が一次産品問題に関して実施した作業に留意し、同委員会に対し、他の関連国際機関と協力してその作業を強化し、一般理事会に対してあり得べき勧告とともに定期的な報告を行うよう指示。
- ・ 一次産品に関連する途上国及びL D Cの特有の貿易関連の懸念は、農業交渉及びN A M A交渉の過程において取り上げられることに合意。
- ・ 加盟国及び関連国際機関に対し、これらの国による支援及び援助の要請を好意的に検討するよう要請。